

第2号様式

平成28年度第1回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成28年7月8日(金) 10:00~12:00 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学監査室長) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成27年12月1日から平成28年3月31日まで	
抽出案件	総件数 159件	(備考)
工 一 般 競 争	136件	
標 準 指 名 競 争	0件	
事 随 意 契 約	15件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
業 一 般 競 争	2件	
簡易公募型競争	4件	
務 標 準 指 名 競 争	0件	
随 意 契 約	2件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回 答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について 意見・質問なし</p>	
<p>2 業務の発注状況について 加古川刑務所実施設計業務について、一般競争入札で12月と2月に2回不調となっているが、2回目の入札の際に何か手を打てなかったのか。また、その後、契約業者が決まったのか。</p>	<p>本件は、一度不調となった後、入札参加条件を緩和し、再度入札を行ったものの不調となり、その後、案件は中止となっています。なお、今後発注するかは検討中です。</p>
<p>3 応札者が一者であった契約について 沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）新営（建築）工事案件が一者応札だったことについてどのような要因によるものと考えているのか。</p>	<p>本件は、比較的工事規模が大きな案件であり、応札者を増やすべく、JVでの参加を認めたほか、地元の業界紙に入札公告の情報を提供するなど、幅広く周知を行いました。元々沖縄県に本社を置くAランクの業者が少なく、また、沖縄県の地理的条件などから、県外の業者が参加しにくいという事情があったのだと思われます。</p>
<p>4 指名停止の運用状況について 意見・質問なし</p>	
<p>5 工事抽出案件について 沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）新営（建築）工事[一般競争入札] 本件は不落随契に移行しているが、不落随契を行うかどうかの判断をどのように行っているのか。</p>	<p>当省では、入札回数は2回を限度とし、原則として不落随契は行わないこととしていますが、本件については工期等の関係から再度公告入札を行う期間が設定できなかったため、不落随契を行うこととし、不落随契を行う場合がある旨を入札説明書に明記していま</p>

本件は一者応札であるが、今回の要件設定が効果的なものであったのか検証の上、今後、同じような状況にならないように工夫すべきである。

## 6 業務抽出案件について

### (1) 平成27年度神戸地方法務局職員宿舎等耐震診断業務[一般競争入札]

本件は電子調達システムによる電子入札であるが、同システムによる入札辞退の手続はどのようになっているのか。

適正手続を確認するための書類として、入札参加者からの入札を辞退する意思表示を表す書面が必要なのではないか。

予定価格に比べ落札額がかなり低くなっているが、適正な履行の確保のために何か対策をとっているのか。

低入札業者に対しては、適正な履行ができているのか、適切に確認する必要がある。

### (2) 沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）新営工事監理業務[簡易公募型競争入札]

す。その上で、開札の結果、2回目の入札金額と予定価格との差が比較的小さかったことから、不落随契を実施しています。

一者応札を減らすため、今後も引き続き検討してまいります。

電子調達システムで辞退がなされた場合は、相手側がシステム上で辞退処理をすることで辞退となり、当方では辞退が受理された旨の通知しか確認できません。

システムの仕様であり、変更は困難ですが、御意見としては承りました。

本件は、予定価格が1,000万円以下の業務であるため、いわゆる低入札調査の対象外ですが、調査基準価格相当額を下回る価格で契約した場合には、品質確保対策計画書を提出させる旨、入札説明書に明示しています。

低入札対策については、工事に限らず業務についても不良・不適格な業者の排除、ダンピング防止の要素から、引き続き適切に対応します。

<p>本件業務の履行期限については、工事の工期末と同じか。</p> <p>(3) 平成27年度沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）等実施設計業務 [随意契約]</p> <p>本件の予定価格と見積額に1割程度の開差があるが、予定価格の算定は適切だったのか。</p>	<p>事後処理等に時間を要するので、工事の工期よりも若干遅い履行期限を設けています。</p> <p>予定価格については、国土交通省の告示に基づいて適正に算定しています。</p> <p>本件は、既に行った実施設計業務について、事情変更により生じた追加業務であり、当初の実設計業務の成果を踏まえどこまで業務量を低減できるかという部分の判断に相違が出たものと思われます。</p>
---	--